

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年一月九日第十五号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

取消番号	第十七号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成二十八年 三月一日
指定の取消しに係る道路の位置	日高市大字高萩字蔵脇百五十八番一から 百六十五番二十二まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百二十二・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	九・〇